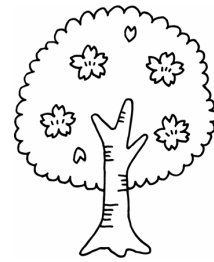
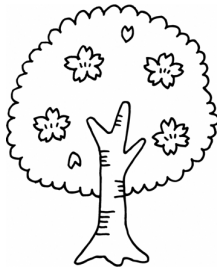


令和7年度 園のしおり



社会福祉法人恩徳福祉会立

那覇市認定こども園 樋川みらいこども園

〒900-0022

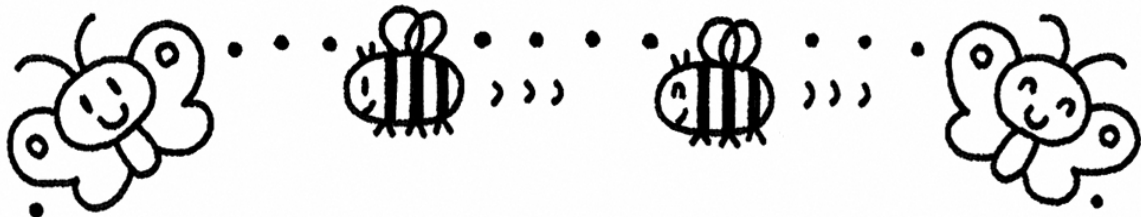
沖縄県那覇市樋川2丁目10番1号

TEL/FAX 098-834-0962



社会福祉法人

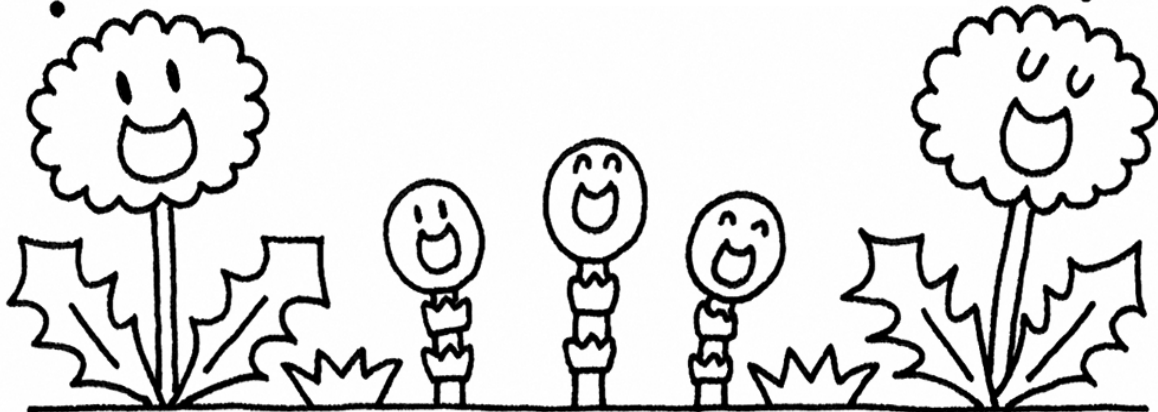
恩徳福祉会



はじめに

こども園と家庭には、それぞれ役割があります。
こども園では、保育教諭に見守られながら友だちと遊び、
生活し、多くのことを学びます。家庭では、家族とのふれ
あい、地域社会とのつながりの中で生活の基盤を学んで
いきます。

園児のより健やかな成長を目指し、こども園での保育、
家庭における育児の役割を認識し、連携を図り、保育を
進めていきたいと思えます。この《園のしおり》をご覧の
うえ、ご協力お願いいたします。



「認定こども園」は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育並びに保育を必要とする園児に対する保育を一体的に行い、園児の健やかな成長を図るとともに、保護者に対して子育て支援を行うことを目的とします。



那覇市の目指す子ども像

「心身共に健やかで

自らかかわり 考え 創り 拓くなはのこ

(なはのこガイドより)



【教育・保育目標】

- ◎思いやりのある子
- ◎思いっきり遊べる子
- ◎人の話を聞ける子
- ◎よく考え工夫する子



<樋川みらいこども園の概要>

1. 施設の名称および所在地

施設の名称：社会福祉法人恩徳福祉会立那覇市認定こども園 樋川みらいこども園

住 所：〒900-0022

那覇市樋川2丁目10番1号 TEL・FAX：098-834-0962

開園年月日：令和7年4月1日

利用定員：70名

開園時間：午前7時30分～午後7時30分

延長保育：午後6時30分～午後7時30分

休 園 日：日曜日、祝祭日、慰霊の日（6月23日）、

年末年始（12月29日～1月3日）

主 な 事 業：発達支援保育、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業

2. 園児の定数

	0 歳児	1 歳児	2 歳児		3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス 名	すみれ 組	たんぽぽ組	ちゅうりっぷ 組	こすもす組	ゆり組	ひまわり組	さくら組
人 数	6 名	12 名	18 名		22 名	10 名	2 名
合 計	36 名				34 名		

3. 職員数（予定）

園長 1名／主任 1名／保育士 複数名／看護師 1名

保育補助 複数名／特別支援加配 複数名（必要に応じて配置）

事務員 2名

地域子育て支援拠点 3名／一時預かり事業 2名

4. 嘱託小児科医

Doctor coming 那覇

住所：沖縄県中頭郡読谷村字上地245

医師名：小児科医 知花 愛里 先生

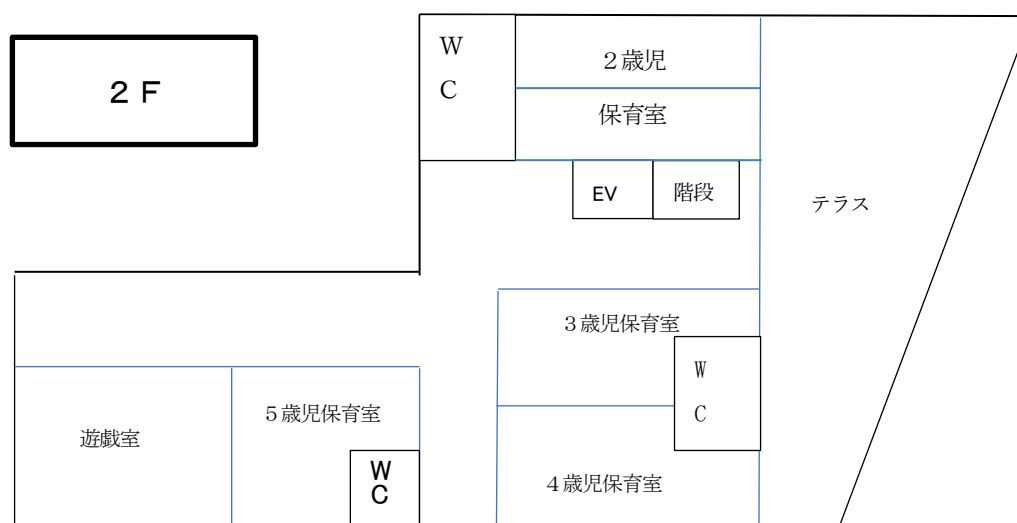
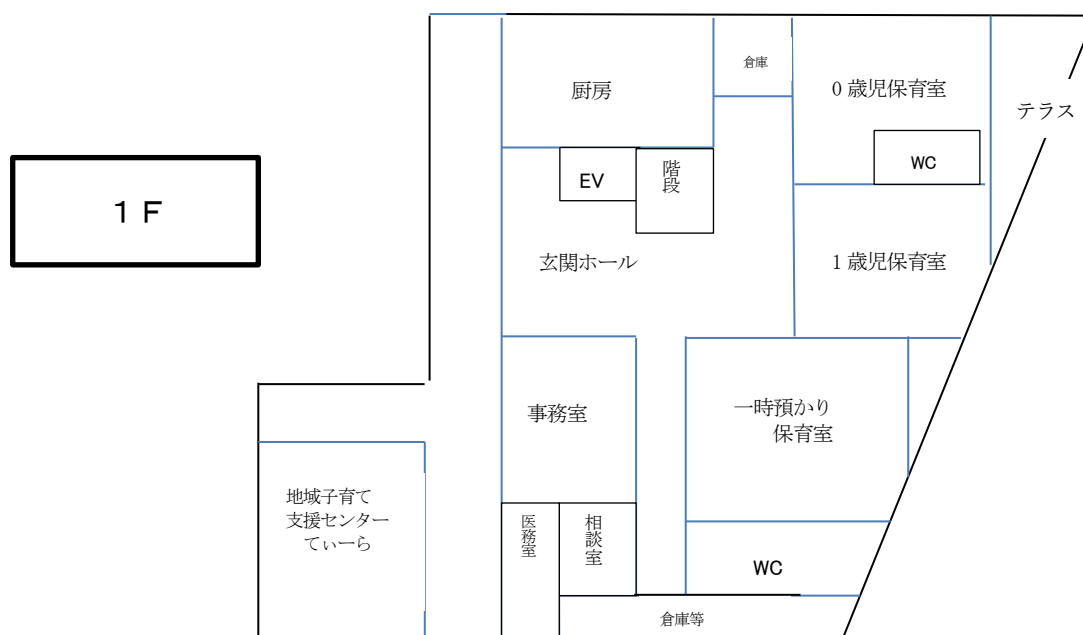
5. 嘱託歯科医医院

医療法人明景会 八木歯科

住所：沖縄県那覇市樋川1-5-49

医師名：院長 八木 茂明 先生

6. 園舎平面図



保育日課（デイリー）

園児の活動（0， 1， 2 歳児）	時間	活動の活動（3， 4， 5 歳児）
（開園） 登園 視診 自由あそび （ごっこあそび、お絵かき、積み木、 ブロックなど）	7:30	（開園） 登園 視診 自由遊び （ごっこあそび、お絵かき、積み木、 ブロックなど）
○朝のおやつ	8:15	○朝の会 ・ あいさつをして持ち物の始末 ・ おたより帳のシール貼り ・ 今日の活動について話し合う ○クラス別活動
○クラス別活動 （手あそび、リズム、体操、 運動あそび、園庭あそびなど）	9:00	（リズム、体操、運動あそび、園庭あそび、 散歩、ルールのある集団あそびなど）
○食事（離乳食・乳児食）	11:00	
○沐浴（シャワー）	11:30	○食事（幼児食）
○絵本、紙芝居読み聞かせ	12:00	
○午睡 検温	12:45	○絵本、紙芝居読み聞かせ
	13:00	○休息
○おやつ	15:00	○おやつ
降園準備		降園準備
自由遊び	16:00	自由遊び・園庭あそび
○通常保育終了 延長保育開始	18:30	○通常保育終了 延長保育開始
○延長おやつ		○延長おやつ
○延長保育児降園する （閉園）	19:30	○延長保育児降園する （閉園）



【保護者との連携】

保護者とこども園とで、日々の連続性を大切にして連携を取り合い、健やかな成長を育みます。園だより、クラスだよりを配布、送信して、園の様子をお伝えします。毎日の送迎でのやりとりをはじめ、連絡帳、個人面談、懇談会、保育参加・参観等で日頃からご意見を伺い、保育に活かし、より良い保育につなげていきます。心配なこと、疑問に思うことなどなんでもお気軽に園長、職員にお声かけください。アプリ（コドモン）や電話でも受け付けております。

【年間行事予定】

月	行事予定	保護者参加の行事予定
4	こいのぼりをあげる会	入園式（新入園児保護者）
5	前期内科健診	クラス懇談会
6	前期検尿検査、蟯虫検査 歯科検診 水遊びの会 すいかわり	前期個人面談（0～2歳児クラス） 保育参加
7	七夕祭り	前期個人面談（3～5歳児）
8	夏祭り	
9		
10		保育参加 運動会（2歳児～5歳児クラス）
11	後期内科健診	後期個人面談（3～5歳児）
12	後期検尿検査 お楽しみ会	生活発表会（2歳児～5歳児クラス）
1	新年の集い 修了記念撮影	後期個人面談（0～2歳児クラス）
2	豆まき お別れ遠足（4～5歳児クラス）	
3	ひなまつり会 お別れ給食会 進級式	卒園式（卒園児保護者）

※今後の状況によりましては、行事の中止・変更を余儀なくされる場合がありますことをご了承ください。

※園行事の際の園周辺での駐停車（停車場合）及び、喫煙は禁止となります。

★月例行事

・身体計測 ・避難訓練 ・誕生日会

★統一弁当日

7月、11月、1月、2月、3月（※3月のみ2回、他の月は1回ずつ）

【学期等について】

(1) 学期及び休業日

- 1学期：4月7日～10月10日
- 2学期：10月20日～3月13日

※1号園児は4/7(月)より保育開始
2号園児は4/1(火)より保育開始

【休業日：1号園児】

- ① 土曜日・日曜日
- ② 春季休業日（令和7年4月2日～4月5日・令和8年3月16日～3月31日）
- ③ 夏季休業日（7月21日～8月25日）
- ④ 秋季休業日（10月14日～10月17日）
- ⑤ 冬季休業日（12月26日～1月4日）
- ⑥ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び6月23日（慰霊の日）
- ⑦ その他、市長が必要と認めた日（※運動会・生活発表会等の振替休日）

(2) 教育課程にかかる教育時間（1号園児・2号園児共通）

3・4・5歳児	月曜日から金曜日 午前8時15分から午後2時
---------	------------------------

※ 毎日給食があります（月1回程度お弁当予定）

(3) 教育及び保育の時間（2号園児） 4月1日～3月31日

3・4・5歳児	月曜日から土曜日 午前7時30分から午後6時30分
---------	---------------------------

※ 延長保育（有料）午後6時30分から午後7時30分

※ 那覇市の条例による祝日、年末年始（12/29～1/3）、慰霊の日（6/23）は休園

【給食の提供について】

○自園調理

離乳食、1歳児食、幼児食、おやつについて栄養士が毎月献立を作成しています。できるだけ、国内産で旬のものを使用しています。野菜は安全を考慮し、加熱処理を行っています。

○献立提供

前月末に翌月の献立表を配布します。
当日の給食は、展示してご紹介しています。

○食育の取り組み

食事に必要な基本的生活習慣を身につけながら、いろいろな食物に興味をもち、楽しく食べられるように、栽培、調理体験、お手伝いなどを取り入れています。

○アレルギー除去食（部分除去）を提供しています。除去したほうがよい食品や食材がある場合、指定の様式（アレルギー疾患生活管理指導表）を医師に記入してもらい提出してください。こども園での対応に無理がある場合は、お弁当を持参していただくこともあります。

【登園・降園について】

- 送り迎えの際は保護者が付き添い、職員に登降園の確認をさせてください。
- 保護者のお迎えでない限りお帰しできないため、保護者以外の方が送迎する場合は事前にコドモンにてご連絡ください。（原則、大人の方の送迎になります。）
- 前日、発熱や下痢など体調について普段と変わったことがありましたら、コドモンにて登園前に必ず伝達をお願いします。
- 朝食は簡単なもの（パン、おにぎり、バナナ、ヨーグルト、牛乳等）でもよいので、必ず食べるようにしましょう。（日中の活動の源となり、機嫌や意欲に影響を与えます。）
- つめは短く切ってください。
- おもちゃ、飲食物等は持たせないでください。
- 登園が遅れる場合や休ませる場合は、午前 8 時 30 分までにコドモンにてご連絡ください。
- 登降園の際は安全に気をつけてください。車で送迎の場合も安全には十分に留意し、園児の乗降車は特に気をつけてください。また、車から離れる時は必ずエンジンを切り、鍵をかけてください。また貴重品は車内に置いたままにしないでください。

【土曜日の保育について】

- 一日の大半をこども園で過ごす子どもたちにとって、土曜日は、保護者の方と過ごせる貴重な時間です。保護者の方にとっても、ご家庭で子育てができる大切な日です。
- 土曜日がお休みの場合はご家庭での保育をお願いします。登園が必要な場合は、毎週水曜日までにお申し込みください。食材ロスのため、事前に人数を把握し食事を用意しています。

【園児の服装について】

- 軽装で、着脱のしやすい、汚れてもよいものを清潔にして着せてください。
- 暑さ、寒さの調節のできるものをご準備ください。
- 着替えは必要枚数を毎日持たせてください。
- 足のサイズに合った靴をはかせてください。
- 持ち物には名前を忘れずに記入してください。

【病気の時の対応について】

- 毎朝検温し、食事、睡眠等の内容を登園時までにコドモンに入力してください。
- 病気の場合は治るまで休ませてください。
- 園で具合が悪くなった場合は連絡します。状態によってはお迎えをお願いします。
- 感染症の病気については、『感染症ガイドライン』（2018 年厚生労働省作成、2023 年一部改訂版）に基づきます。罹った場合は医師の指示に従ってください。

○登園の際に注意していただきたい事項

- ・ 朝 37.5℃以上の発熱・嘔吐、下痢症状の際は登園を控えてください。
- ・ 24 時間以内に 38.0℃以上の熱があるときは、お子さまの様子を必ずお伝えくだ

さい。

- ・ 予防接種後、できるだけ家庭で様子を見てください。
- ・ けいれん発作後の登園に関しては登園前に連絡を頂き登園の相談をして下さい。

【園での感染症予防について】

- ・ 「感染症予防マニュアル」に基づき、全職員が十分理解し日常的に園全体の衛生管理（室内外の環境、食事、おむつ交換、排せつ等）に努めます。
- ・ 職員は入職時及び年1回健康診断を実施し、日々の体調管理に努めています。
- ・ 園児には手洗い、うがい、咳エチケットの習慣、食生活、睡眠等、年齢に合った基本的衛生習慣が身につくよう、毎日の生活を通して繰り返し行っています。
- ・ 保護者にはコドモンや掲示で予防についてお知らせしています。
- ・ 家族が感染症を発症した際には、必ず園にコドモンにてお知らせください。また園内での感染予防の観点から、登園を控えて頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

【発熱などがあった時について】

- ・ 園で発熱や嘔吐、腹痛など、体調不良の症状があった際は、保護者に連絡し、事務室で休息をとり、水分補給をして過ごしますので、早めのお迎えをお願いいたします。下痢や嘔吐物がついた衣類シーツは感染拡大防止の為、洗わずにそのままお返しします。
- ・ 感染症については、玄関ホールにて発症状況を掲示し、園児の健康状態の把握や二次感染予防のご協力をお願いしています。園内での拡大防止の為、手洗い、排せつ嘔吐物の処理を徹底し、消毒頻度を増やします。

【治癒後について】

- ・ 感染症の種類により『意見書』または『登園届』を園に提出してください（p.14～ 登園の基準を参照）。

【予防接種について】

- 予防接種を受けた時は必ずコドモンにてお知らせください。
- 接種後はできるだけご家庭でゆったりと過ごしながら様子をみてください。

【薬について】

- 薬は原則としてお預かりしていません。
- やむを得ず、お薬を持参される方は、医師が必要と認めた場合に限って受けつけます。
- 薬は『与薬依頼票』を添えて1回分を直接職員へお渡しください。
- チャック付き袋にクラス名と名前を記入し、チャック付き袋に必要書類を入れて、職員に直接お渡しください。

【安全について】

当園では、園児の安全の確保を図るため、当園での設備の安全点検、職員、園児等に対する園外での活動、取り組み等を含めた当園での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の当園に関する事項について、安全計画を策定し実施します。

(1) ケガについて

こども園では安全面に特に配慮して保育しています。職員は日頃から細心の注意を払い、ケガ防止に努めていますが、発達の過程で特性からかみつikyひっかきなどのケガを起こすこともあります。万一保育中にケガなどが起こった場合は、保護者の方へ電話連絡をして職員が病院に連れて行きます。

①受診したほうがよいと判断したとき

○保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れていきます。
その場合、希望する病院があればお知らせください。

* 電話連絡内容

- ・ けがや症状の状況
- ・ 病院の選択について（囑託医、かかりつけ医等）
- ・ 保険証提示について
- ・ 保護者も同行されるかどうか 等

○保護者に連絡がとれない場合は囑託医や近隣の病院に行くこともあります。

○緊急の場合には、救急車対応といたします。

○外見上には変化はないが痛がるなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合は大事をとって受診します。

②受診の必要がないと判断したとき

○ケガの状況により、流水で洗い流す、患部を冷やすなどの手当てをします。

○保護者の方への連絡は、お迎えのときにケガをした状況やその処置などをお伝えします。

～予防のためのお願い～

- ・ 体にあったサイズの洋服や靴を用意してください。ズボンの裾は折り返して履くと危険ですので、ちょうどよい長さ、サイズにしましょう。（ベルトやサスペンダー等は使用しないでください。）
女児もズボンやスパッツなど動きやすい服の着用をお願いします。フードやひも付きは避けてください。
- ・ 爪が伸びていると思わぬ事故のもととなりますので、週1回は切りましょう。
- ・ 長い髪の毛は必ずゴムで結び、前髪は目に入らないようにしましょう。

【実費徴収に関すること】

【0歳児～2歳児】

カラー帽子	770 円（新入園児のみ）
誕生カード代	260 円
記念写真代	実費徴収（業者価格が決定次第お知らせいたします）

【3歳児～5歳児】

○新年度用品代

1	出席ノート・シール	640 円
2	クレヨン（16色）	480 円
3	お手紙袋	150 円
4	ねんど・ねんどケース	600 円
5	カラー帽子	770 円
6	のり	230 円

○補助教材費

絵本費	460 円／月
記念写真代	実費徴収（業者価格が決定次第お知らせいたします）
修了証書ファイル（5歳児のみ）	実費徴収（業者価格が決定次第お知らせいたします）
日本スポーツ振興センター掛金	190 円／年

※お別れ遠足のバス代は園児数割で徴収いたします。また入場料等の徴収もあります。

<お支払方法>

○基本、口座振替払での支払方法となります。支払期日は、月末締め、翌月 15 日請求書発行、口座振替は月末（金融機関休日の場合は前営業日）となります。

○ただし、口座引き落としには申し込み時の設定に時間がかかる場合がありますので、申し込み手続きから実際に口座引き落としが開始されるまでは、口座振込で対応していただく必要がございます。

【ぜひ守っていただきたいこと】

○自宅の住所、電話番号、勤務先などが変わった場合、又は出張などの通常の勤務先を離れる時は、早めに連絡先をお知らせください。

○緊急の場合は、『緊急カード』の順位に沿って連絡します。必ず連絡がとれるようにしてください。

○園からのコドモンで送信されたお知らせはよく読んでください。

○園に掲示してあるものは、よく読んでください。

○持ち物は年齢で異なりますのでクラスで確認してください。必ず名前をはっきり書いてください。

○布団（寝具）は週末に持ち帰っていただきますので、洗濯をお願いします。しらみ発

生時には、毎日持ち帰りとなります。

○園の行事には積極的に参加してください。

○提出物（尿・ぎょう虫検査物、徴収費等）は、職員に直接提出してください。

○園児への食べ物の差し入れは、アレルギー児への配慮等のため、ご遠慮ください。

○乳幼児定期健康診断は必ず受診しましょう。

○運動会、発表会等、園の行事の様子や生活の様子や、「コドモン」で配信された我が子以外の他児が掲載されている写真等について、SNS で不特定多数の人へ配信することは控えてください。

【その他】

○登園後、お稽古事等に行った場合、再び園に戻り保育を再開することはできません。

但し、病院等への通院は除きます。※病院等への通院に関する間は災害給付制度適用外となります。

○職員は時差出勤での勤務体制です。こども園は 12 時間開園ですので、勤務が変則的になります。担任がいない時間帯もあります。また、土曜日にも約半数の職員での体制です。平日の朝夕、土曜日の保育は異年齢交流保育を取り入れているため、他のクラスで過ごす場合もあります。職員間で連携をとっていますので、遠慮なくお声かけください。

○0～2 歳児クラスと 3 歳以上児クラスでは、連絡内容が違ってきます。

3 歳以上児からは、「自分で伝える」ということも教育的な面からすすめています。

園児の様子や連絡事項などクラスボード等でもお伝えしますのでご覧ください。

○苦情や相談はご遠慮なく事務所までどうぞ。意見箱も設置しておりますのでご利用ください。第三者委員の表示もあります。

【苦情相談窓口】要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	主任保育士 電話番号 098-834-0962		
相談・苦情解決責任者	園長 電話番号 098-834-0962		
第三者委員	田幡 民生	税理士	電話番号 06-6265-4416
	島田 礼一郎	医師	電話番号 0742-44-8044

○以下の法律で規定されている事項に関しては、その法律に基づき対応します。

・虐待防止法・・・園では虐待防止に努め、職員に対する研修を実施しています。

虐待が疑われた場合、職員は通告する義務があります。

・個人情報保護法・・・個人情報の守秘義務、本人からの求めによる情報の開示

○業務の質の評価については、みらいこども園の自己評価表及び職員の自己評価表に基づき、年 2 回実施しています。

○園では保育中の園児の写真や映像を撮影する場合があります。撮影した写真や映像の使用目的について「承認書」で説明し、承認の可否を「保護者の署名」で確認しています。

※台風・緊急災害時における保育の取り扱い

○「那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令時の対応ガイドライン」をご確認ください。

○緊急災害等の発生により、臨時処置をとることもあります。

○災害時に備えて、毎月避難訓練を行っています。実際に災害が起きた場合は、下記の場所に避難予定です。引き渡しの際は、緊急の園児の引き渡し連絡カードを使用しますので、提出及び保管をお願いします。

第一避難場所	A ていーら前歩道 B バス通り側歩道
第二避難場所	県営駐車場園駐車場前遊歩道

一時避難場所	与儀公園
地域防災拠点	神原小学校
広域避難場所	識名公園

<感染症の登園基準>

感染症名	感染しやすい期間	登園基準	意見書 別紙①	登園届 別紙②
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん 出現 後の4日後まで	解熱後3日を経過してい ること	○	—
インフルエンザ*	症状が有る期間（発症 前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感 染力が強い）	発症した後5日経過し、 かつ解熱した後2日経過 しているこ と（乳幼児に あつては、3日経過して いること）	—	○ （経過 報告書 別紙 ③）
新型コロナウイルス感 染症	発症後5日間	発症から5日間経過し、 かつ症状軽快後1日を経 過すること	○	—
風しん	発しん出現の7日前か ら7 日後くらい	発しんが消失しているこ と	○	—
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前 から 痂皮（かさぶ た）形成まで	すべての発しんが痂 皮 （かさぶた）化している こと	○	—
流行性 ^{じかせん} 耳下腺炎（おた ふくかぜ）	発症3日前から ^{じかせん} 耳下腺 腫脹後4日	^{じかせん} 耳下腺、 ^{がつかせん} 顎下腺、 ^{ぜつか} 舌下 ^{せん} 腺の腫脹が発現してから 5日経過し、か つ全身状 態が良好になってい るこ と	○	—
結核	—	医師により感染の恐れが ないと認められているこ と	○	—
^{いんとう} 咽頭結膜熱（プール 熱）	発熱、充血等の症状が 出現 した数日間	発熱、充血等の主な症状 が消失した後2日経過し ていること	○	—
流行性 ^{かく} 角結膜炎	充血、目やに等の症状 が出 現した数日間	結膜炎の症状が消失して いること	○	—
百日咳 ^{せき}	抗菌薬を服用しない場 合、咳 ^{せき} 出現後3週間を 経過するまで	特有の咳が消失している こと、又は適正な抗菌性 物質製剤による5日間の 治療が終了して いること	○	—
腸管出血性大腸菌感染 症（O157、O26、O 111 等）	—	医師により感染のおそれ がないと認められている こと。（無症状病原体保 有者の場合、 トイレでの 排泄習慣が確立している 5歳以上の小児について	○	—

		は出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）		
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること	○	—
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること	○	—
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること	—	○
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること	—	○
手足口病	手足や口腔内に水泡・ 潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・ 潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること	—	○
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと	—	○
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	—	○
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・ 潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	—	○
RSウイルス感染症	呼吸症状のある間	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと	—	○
帯状疱疹 (帯状疱疹)	水泡が形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化している	—	○

		こと		
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと	—	○

※—感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（一）としている。

※インフルエンザの場合、厚生労働省から、インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、インフルエンザの罹患（りかん）後に、治癒証明や陰性証明を求めることは望ましくないとの見解が示されました。

このことから、当園では、インフルエンザ罹患後の対応について、保護者が記入する経過報告書等（治癒後の受診が不要）による対応も可能といたします。

<参照>

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」，2023 年 5 月一部改訂版